

—案件 4【坂出市】—

案件名	旧沙弥小・中学校の利活用について
地方公共団体名	坂出市 総務部財務課
案件概要	沙弥小・中学校は、昭和 53 年建築で平成 17 年から休校、平成 22 年から廃校となっている。目の前に多島美が広がり、風光明媚な場所に位置しており、廃校後も 3 年に 1 度開催される瀬戸内国際芸術祭の会場に令和 4 年まで使用され現在に至っている。 老朽化が目立ってきており、今後の当該施設の有効活用について検討しており、坂出市としては、まず、その素晴らしい景観を生かし、カフェや飲食店に利用できないかと考えている。 そのため旧沙弥小・中学校の建築方法、有効活用方法を民間事業者からアイデア・意見を求め、可能性を探ることを目的としている。 【施設概要】 建築年 1978 年（昭和 53 年） 所在地 坂出市沙弥島 152 番地 構造 鉄筋コンクリート 平屋建 延床面積 小学校 314.27㎡ 中学校 77.40㎡
民間事業者に聞きたいこと	【前提条件】 ・ カフェ・飲食店を想定 ・ 現在の建物を活かしたリノベーションでの建築 ・ 香川県指定史跡の範囲内であり、文化財保護法、香川県文化財保護条例、国立公園にあたるため自然公園法の規定に則ることが必要 ・ 遺跡の保存活用に資することが必要 ・ 既存の浄化槽が単独浄化槽、給排水管設備の老朽化などの建築に影響する条件がある 【質問】 上記の前提条件で旧沙弥小・中学校を活用する建築方法があるのか、また、カフェや飲食店以外の活用方法があればご提示いただきたい。
ホームページ 詳細資料	有 ・ 旧沙弥小・中学校の利活用について

旧沙弥小・中学校の利活用について

旧沙弥小・中学校の概要

概要

沙弥小・中学校は、昭和53年建築で平成17年から休校、平成22年に廃校となっている。目の前に瀬戸内の多島美が広がり、風光明媚な場所であり、廃校後も3年に1度で開催される瀬戸内国際芸術祭の会場に使用され現在に至っている。

老朽化が目立ってきており、今後の当該施設の有効活用について検討している。

坂出市としては、まず、風光明媚な場所であることからカフェや飲食店に利用できないかと考えている。

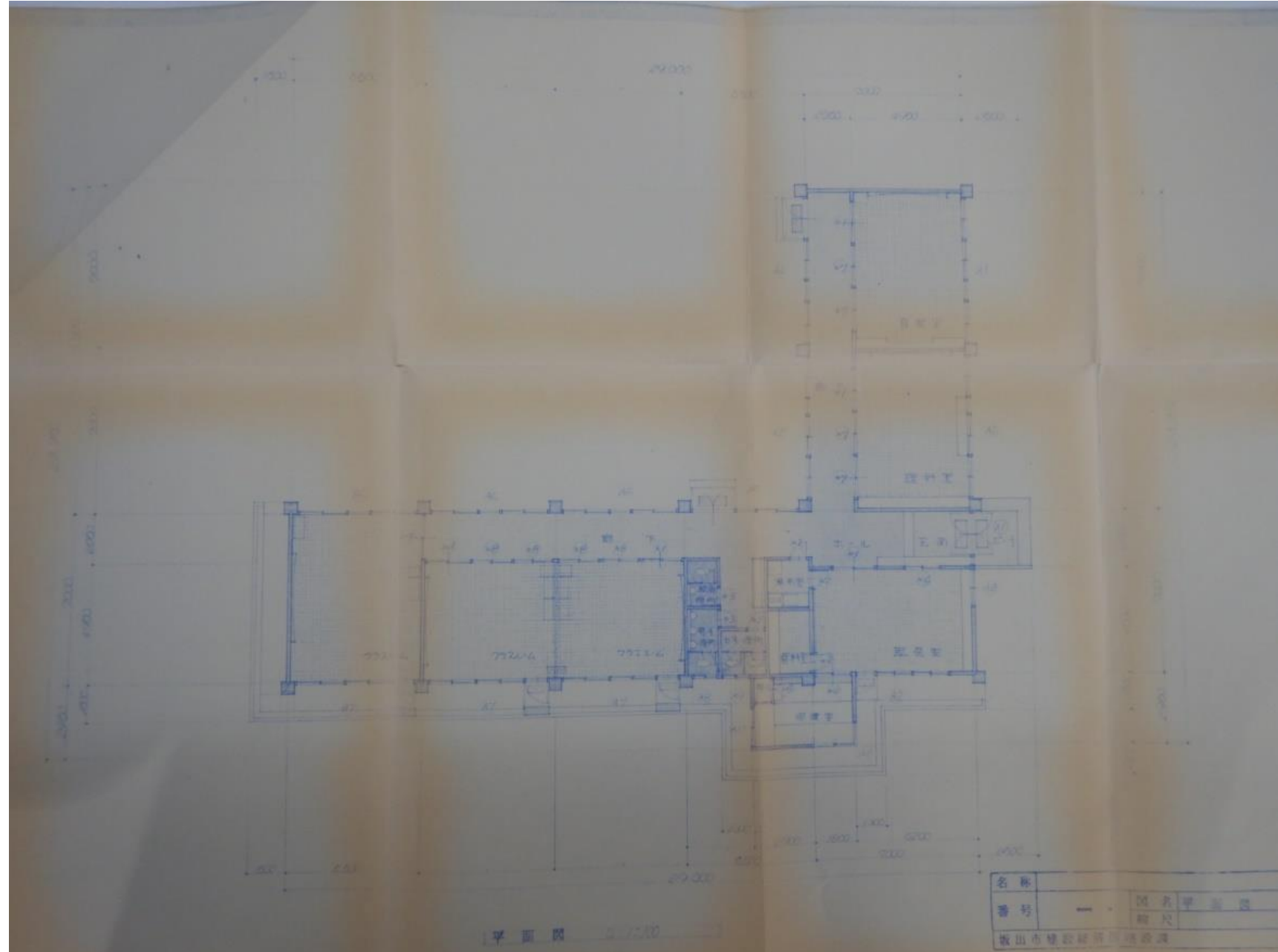
〈施設概要〉

建築年	1978年
所在地	坂出市沙弥島152番地
構造	鉄筋コンクリート 平屋建
延床面積	小学校 314.27㎡ 中学校 77.40㎡

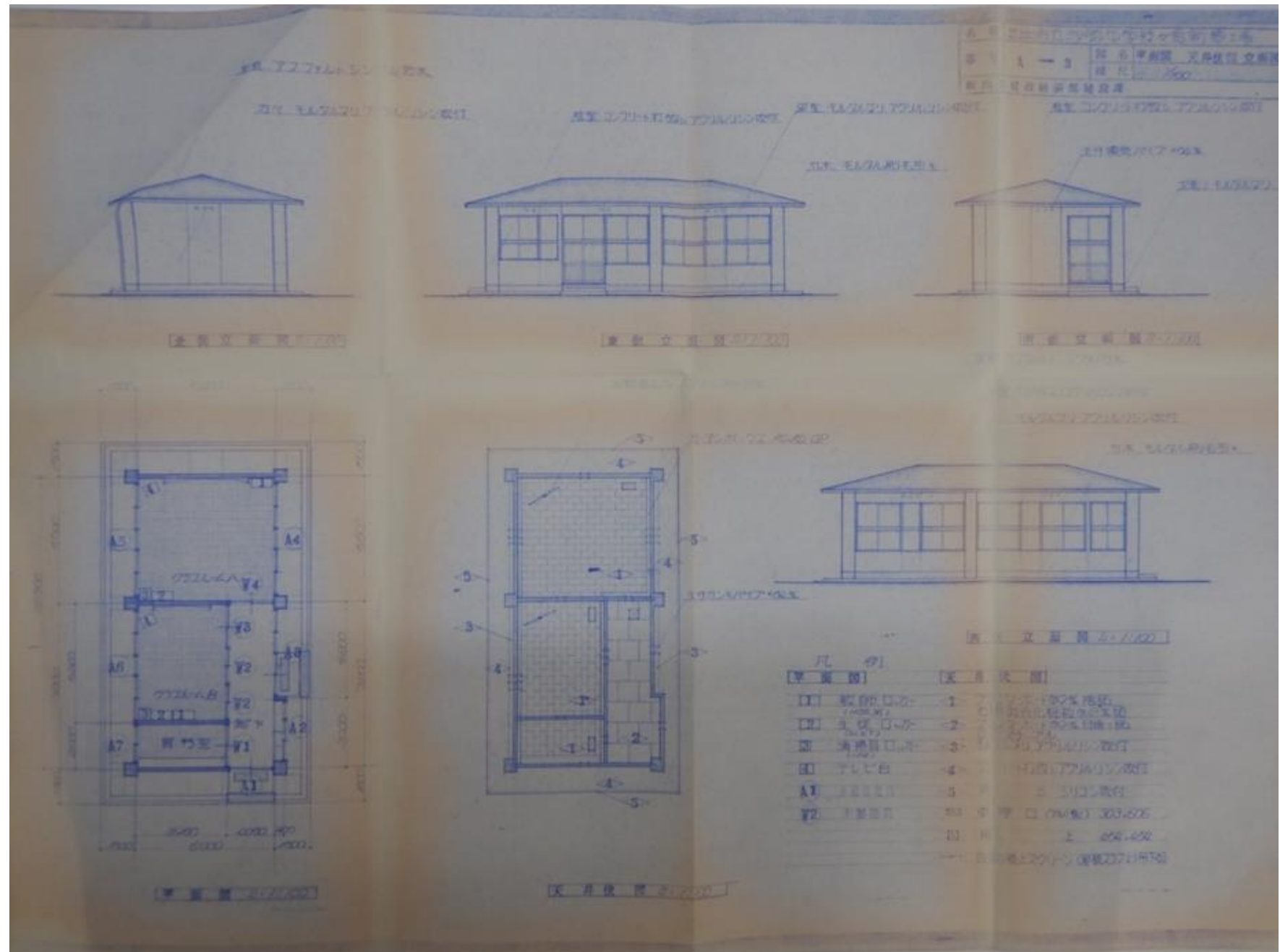
位置図



旧沙弥小学校



旧沙弥中学校



前提条件

1. カフェ・飲食店を想定
2. 現在の建物を活かしたリノベーションでの建築
3. 香川県指定史跡の範囲内であり、文化財保護法、香川県文化財保護条例、国立公園にあたるため自然公園法の規定に則ることが必要（別紙参照）
4. 遺跡の保存活用に資することが必要である。
5. 建築に影響する前提条件は別紙参照

民間事業者にお聞きしたいこと

本市としては、文化財保護のため掘削しない方法により、旧沙弥小・中学校をリノベーションにより有効活用する方法を模索している。上記の前提条件で旧沙弥小・中学校を活用する建築方法があるのか教えていただきたい。

また、カフェ、飲食店以外の活用の提案があればご提示いただきたい。

埋蔵文化財としての許可申請等

・文化財保護法（第92条、第93条、第94条）

埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、国の機関等は文化庁長官に通知が必要であり、それ以外の事業主体は、調査のための場合で30日まで、それ以外の場合は60日前までに文化庁長官に届け出なければならないとされている。この場合の発掘という言葉は、土地の発掘作業全般を含むものであり、届け出先は文化庁長官となっているが、同法施行規則によりそれらの事務は、県教育委員会が行うこととなっている。

文化財保護法第93条（土木工事等のための発掘に関する届け出及び指示）

発掘に着手しようとする60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。

（※第94条 地方公共団体の場合は、あらかじめ文化庁長官に通知）

・香川県文化財保護条例（第35条（現状変更等の制限））

県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

地下遺構を傷めるような行為、掘削や杭打ちは制限を受ける。

※規制についての補足・・・既存のものを撤去する際など、地上のものであっても現状変更の許可が必要

国立公園としての許可申請等

- ・ 自然公園法（第20条3項）

工作物の新築、改築、木竹の伐採や広告物の掲出等について、環境大臣の許可を受けなければならない。
さらに、地域ごと（沙弥島の場合は「瀬戸内国立公園、香川県地域」）に管理計画が策定されており、許可基準についても細かく取扱方針が定められている。

地域区分・・・第二種特別区域

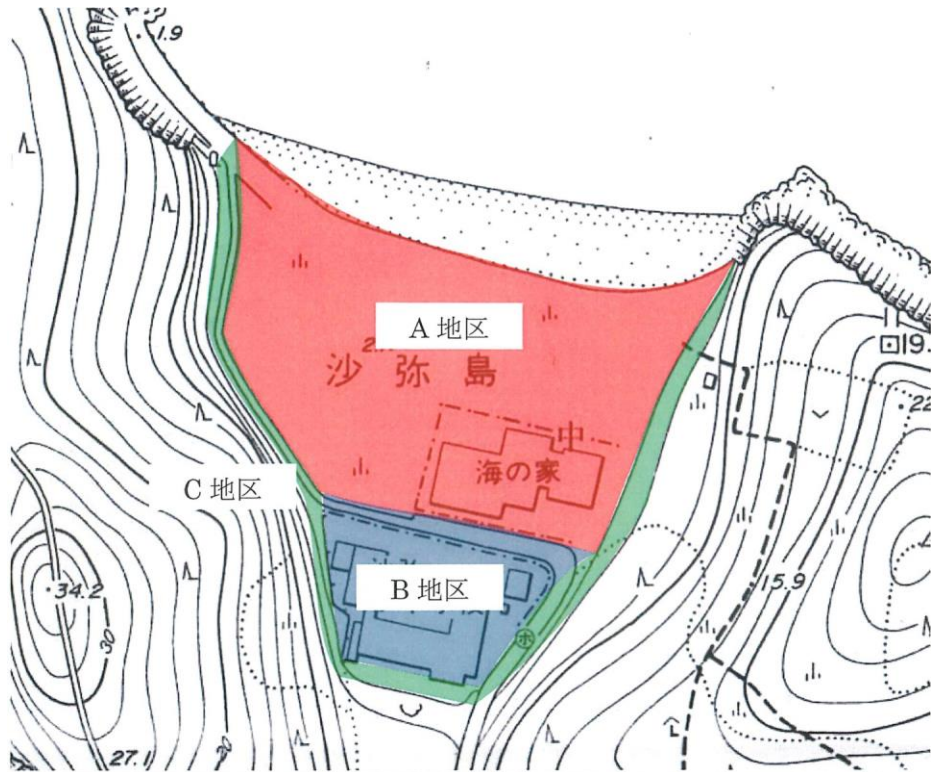
管理計画書（香川県地域）≪利用計画名≫園地 ≪執行事業者≫沙弥島園地

事前の許可が必要な行為

- ・ 工作物の新築、改築、増築
- ・ 木竹の伐採
- ・ 広告物の設置
- ・ 土地の形状変化 など

許可基準・・・同法施行規則第11条

<沙弥ナカンダ浜遺跡 指定範囲>



<沙弥ナカンダ浜遺跡 保存管理計画>

地区区分	現状変更規制基準	保存・活用方法
A地区	・現状変更は原則として認めない。 ・但し、公益上必要な調査及び工事の実施については、地下遺構への影響を考慮して判断する。	・遺跡の保存を第一目的とする。 ・現在の「海の家」及び駐車場としての利用方法は暫定的に継続する。 ・現在の土地利用方法が変更になる場合は、史跡としての活用方法を検討する。
B地区	・公益上必要な現状変更に際しては事前に調査を実施し、重要な遺構を確認した場合は別途協議する。	・学校教育の場としての利用方法を継続する。 ・現在の土地利用方法が変更になる場合は、史跡にふさわしい活用方法を検討する。
C地区	・公益上必要な現状変更に際しては事前に発掘調査を実施し、遺構を確認した場合は別途協議する。	・現状のままとする。 ・A、B地区の変更に応じて、活用方法を検討する。

※海の家は除去済みでナカンダ浜用の駐車場としている。

建築に影響する前提条件

- 掘削を伴わない建築方法
香川県教育委員会が香川県文化財保護条例により沙弥ナカンダ浜遺跡周辺を、史跡に指定をしており、A・B地区（別紙のとおり）で地下の遺構に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に発掘調査を行い、重要な遺構を確認した場合は別途協議する必要があるため、地下遺構の保護のためにも掘削を伴わない建築方法による必要がある。
発掘調査の必要性は、開発の規模によって香川県文化財保護審議会に諮られ、香川県教育委員会により許可される。
（※掘削等を伴う開発であれば調査が必要。）
- 浄化槽は地下に埋設されているが、単独処理浄化槽のため、今後は使用できない。埋設せずに合併処理浄化槽を設置する必要がある。
- 給排水管設備も老朽化しているため、今後も使用できるかどうかは不明。
- 電気配線については、旧海の家側の近くの電柱から引いてきているので、現状の建物をリノベーションでそのまま活用するのであれば、使用できると思われる。
- 沙弥島ナカンダ浜遺跡保存管理計画では、B地区に関しては、現在の土地利用方法が変更になる場合は、史跡にふさわしい活用方法を検討することになっていることから、史跡に関する普及啓発のコーナーを設置するなど、保存活用に結び付けられる要素が必要である。